

スクラム

2023年2・3月号
第214・215号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

3. 11 フクシマを忘れない さようなら原発ヒロシマ集会



東日本大震災による東電福島原発事故から12年目となる3月11日、「フクシマを忘れないさようなら原発ヒロシマ大集会」が、午後1時30分から原爆ドーム横で開催された。この集会は、事故が起きた翌年の2012年から毎年開会されている。

事故を起こした福島第1原発の廃炉作業は遅々として進まず、放射能汚染された「帰還困難地区」の除染も進んではいない。国は地元や全国の漁業者や市民が「海を汚すな」と声を挙げ、福島県の43市町村が反対決議したというのに、全く聞く耳を持たず汚染水の海洋放出を強引に押し通そうとしている。

事故を起こした東京電力の旧経営陣の刑事裁判は控訴審で、地震を予測した政府の専門家が発表した「長期予測」が信用できないとして被告らを免罪した。岸田政権はこれまで原発新增設さえ抑えていた第6次エネルギー基本計画を覆し原発推進へ舵を切った。老朽原発の運転期間延長、新增設、次世代型革新炉の開発などを国会に諮ることもなく、公聴会も行わず、閣議決定だけで強引に押し進めようとしている。福島原発事故を風化させないためにも、福島に寄り添い福島の現状を学ぶとともに、原発の再稼働・新規建設に反対し、原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求めてヒロシマ集会に多くの方が集った。

「フクシマを忘れない！ さよなら原発 ヒロシマ集会」に参加して 竹本淳一

福島原発事故から12年目を迎える3.11ヒロシマ集会が10時から原爆ドーム前にて行われました。150人の参加者と共に、私は連れ合いと15歳の娘と共に参加しました。

原発事故被害者団体連絡事務局の大河原さきさんを福島から迎え、お話を聞きました。大河原さんは、今もなお、多くのひとが後遺症に苦しんでいる福島の現状や原発事故を風化させようとする流れ、政府の施策に対して危機感を強く訴えられました。



現岸田政権は、老朽原発の運転期間延長、新原発の増設、次世代型革新炉の開発など、原発推進へと舵を切りました。丁寧な説明もなしに、公聴会も行わず強引に押し進めています。汚染水の海洋放出も今年の春から夏にかけて、住民の声も全く聞くこともなく、強引に押し通そうとしています。

中国電力も福島原発事故を教訓とせず、上関原発計画と島根原発2号機再稼働を計画しています。これらのことに抗議し、反対するために原爆ドームから中電本社前までデモ行進して広島市民に訴えました。

広島も福島とともに、原発の再稼働・新規建設に反対し、原発をなくし、自然エネルギーへの転換に向けて闘いを進めましょう。

ネバダ・デー座り込み行動に参加

2023年1月27日、平和公園の慰霊碑前で、ネバダ核実験の抗議運動に参加した。午後1時15分から午後1時45分までの座り込みを実施した。スクラムユニオン・ひろしま組合員4名と、一般参加として

就労継続支援 B 型事業所から 3 名参加しての抗議運動となった。1 月の寒空の中、一般参加頂いた方に感謝する。



毎年 1 月 27 日は、1984 年、米国の市民団体の呼びかけで始まった核実験場閉鎖・核実験禁止を求めるこの活動を実施している。ネバダ・デー国際共同行動日として、広島県原水禁とともに、スクラムユニオン・ひろしまも必ず参加する。

抗議内容は、以下の通りである。

・ネバダを始めすべての核実験場を閉鎖させよう！

・核保有国と「核の傘」の下にある国々は、直ちに核兵器禁止条約に参加し、核兵器開発・核実験全面禁止を実現しよう！

・ロシアによる、核の使用・威嚇は、絶対に許さない！

・原発の再稼働、新增設に反対し、核に頼らないエネルギーに転換しよう！

今年 5 月には被爆地広島で G7 が開催される。サミットの議長国として、又、広島出身の総理大臣を要する日本政府として、被爆者広島の思いを受け止め、「核と人類は共存できない」ということを、全世界に訴え、直ちに、核兵器や原発の不使用あるいは廃絶への道筋や軍縮の決意を示して欲しいと、強く願うばかりである。

また、現在もトランプ・バイデン政権下において、臨界核実験がネバダで行われている。1951年から1992年まで、1000回以上もの核実験を実施したことで、地下水はプルトニウムで汚染され、現在もネバダやユタ州の風下地区住民や核実験場の作業員は、がんなどで大勢が亡くなるなどの被害が出ている。核の放射能の影響により病気で苦しんでいる人が沢山いることをこの抗議活動の中から伝えていきたい。

2・23「ウクライナに平和を！大軍拡・大增税NO！」市民集会報告 村中信行

「ウクライナに平和を！」

「戦争は今すぐやめろ！」

「大軍拡は嫌だ！」「大增税も嫌だ！」…

プーチンのロシアが隣国ウクライナに攻め込んで1年になる前日の2月23日、広島街にシュプレヒコールが響いた。この日「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」(以下「総がかり」と略す)が「ウクライナに平和を！大軍拡・大增税NO！」をスローガンに原爆ドーム前での集会、その後の岸田事務所までのデモ行進を呼びかけ、これに市民・労働者350人が応えた。

集会は「総がかり」の世話人富樫恵さんの司会で始まった。同じく「総がかり」の共同代表である石口俊一さんから開会の挨拶をうけ、ハチドリ舎の安彦恵理子さん、安保法制違憲広島訴訟事務局長・松岡幸輝弁護士、保育士の関田恭子さんら3人の方がそれぞれの立場から、ウクライナ戦争反対、軍事費増大反対、大増税反対の意見を発言され、最後に「総がかり」世話人である金子哲夫さんがまとめの挨拶を力強くされた。

発言の中の印象的なものを少し報告したい。

第二次大戦前のナチスは「バターより大砲を」と訴えて軍事体制を強化していった。つまり生活より軍備にお金をとということである(戦時中の日本の「欲しがりません、勝つまでは」という標語も思い起こされる)。また広島では平和教材から「はだしのゲン」を消す動き、広島湾での日米共同軍事演習など、私たちの足もとでも驚くようなことが起きている。

ロシア・プーチンの核恫喝によって核抑止力は幻想だったことがはっきりした。軍拡を進めている広島選出の岸田首相は本当に情けない。実際は東京生まれということがせめてもの救いか？アメリカに対して、9条を楯に武器も基地も要りませんという弱腰外交でいい。

安倍政権による集団的自衛権を認めた安保法制は、多くの憲法学者も反対し、専守防衛を大きく踏み越えた明らかな憲法違反の法律である。安倍政権から「悪魔のバトン」を引き継いだ岸田政権の安保三文書の閣議決定はさらなる憲法破壊である。

少子化対策が必要と言いながら70年も変わらない配置基準もあり、保育士が不足している。安全で安心な子育て環境こそ大事だと保育現場からの厳しい実態を踏まえた軍事費より子育て予算こそ充実して欲しいという訴え。

主権者である私たちがこの国の主人公である。ヒロシマの声、ヒロシマの心を政治の場に届けよう。

最後に核兵器なき世界をめざすと言いながら、大軍拡、敵基地攻撃能力の保有を強かに推し進める岸田首相、その内閣が行なおうとしている広島湾での日米共同訓練の中止を求める声明を集会参加者で採択した後、岸田事務所まで抗議のデモ行進に出発した。



23 春闘西日本討論集会

3月5日、広島市アステールプラザにおいて、「23 春闘西日本討論集会」が開催された。コロナ禍の中で2回延期され、3年ぶりの開催となった。例年ならば二日間にわたって行われる春闘集会であるが、今

年は1日に短縮して取り組んだ。その分、中身の濃い、凝縮されたものとなったのではないかと思う。

今年の西日本討論集会には、永らく事務局長を務められてきた中岡さんが顧問の立場で参加され、挨拶された。そして、新しく事務局長に就任された野中さんが全労協の春闘方針を提起された。全労協の世代交代を印象づける春闘集会となった。中岡さん



は、事務局長を降りられたが、引き続き全労協の発展、前進のために新しい場で活躍されることを表明された。野中新事務局長は、ずっと現場で闘ってきたので畑違いのような感じがするが、精一杯頑張っていきたいという決意を述べられた。

集会には西日本各地から47名の仲間が結集した。大阪全労協の仲間たち、ユニオン北九州を中心とした九州の仲間たち、徳島全労協の北野さん、地元広島県の仲間たちが結集した。全港湾中国支部の川田元委員長も激励に駆けつけていただいた。

野中事務局長から提起された方針に基づき、質疑応答が行われた。かなり、活発な討論になった。特に、ロシアのウクライナ侵略をめぐって、どのように評価し、判断していくのか、今後の方向性をどのように考えるのかなど、さまざまな課題が提起された。

午前中の特別報告では、全日建関西生コン支部坂田副委員長から関生闘争が生々しく報告された。関生支部が行ってきた当たり前の労働運動に対する権力弾圧のすさまじさを実感させられるとともに、これを許してしまえば日本のまともな労働運動は根こそぎ潰されてしまうという危機感が伝わってきた。



昼休憩をはさんで、最初に JAL 争議団鈴木桂子さんから「JAL 争議の早期解決に向けて」と題して、現在の闘いの報告があった。その後、大阪全労協から竹林事務局長が全体状況を報告し、それを受けて大阪の各報告がなされた。続いてユニオン北九州の取り組みの中で特徴的闘いが紹介された。徳島全労協の北野さんからは、この間取り組んできた実習生問題を含めて臨場感のある報告がなされた。最後

に広島県労協を構成する各労組から闘争報告が行われた。福山ユニオンたんぼぼでの実習生問題への取り組みから、現在国会に上程されている入管法の危険性が改めて指摘され、断固として粉碎することが呼びかけられた。郵政ユニオンは、20条裁判の勝利から非正規労働者の権利獲得に向けた集団訴訟の勝利的和解が勝ち取られたことの報告があった。スクラムユニオンからは、土屋書記長と尾坂執行委員から、出雲での闘いの歴史と昨年11月に出雲事務所を開設したこと、その後の解雇問題との取り組みなどが報告された。

各地域での闘争報告は、困難な中でも労働者の権利を守る闘いが展開されていること、さらにはさまざまな教訓が示され、それらを学ぶことで今後の前進への大きな力となった。

集会の最後は、池上県労協議長の団結ガンバローで締めくくった。

23春闘集会に参加して スクラムユニオン E 組合員

春闘という言葉が非常に新鮮だった。あのような集まりがあることを初めて知ることができた。今まで、「春闘」という言葉は知っていたが、「何なの？」という感じだった。それが、身近に感じることができた。中でも印象深かったのは、関西生コンの話だった。ミキサー車を連ねて大規模なパレードを行っているという報告を受けて、本当に団結しているなという感じを受けた。自分もパワハラを受けて会社に行けなくなり、裁判闘争を準備していることもあって、九州の方が暴力を受け、鍵をおでこに突き立てられたという話は人ごととは思えなかった。また、徳島の方の話は面白かった。聞く側として、リラックスして聞いた。話がうまいなという感じだった。郵政の人の話を聞いて非正規労働者の置かれている状況のひどさを実感した。皆さんが語られるいろいろな話は初めてだが、これから学んでいきたいと思った。

最賃再引き上げを！情宣活動を実施 柳 由紀夫

スクラムユニオン・ひろしまは、2月23日、広島そごう前でNPO非正規労働相談センターと郵政ユニオンと一緒に、「4月にも最低賃金引き上げの再改定を」求めて情宣活動をおこなった。

昨年10月に最低賃金が改定され、全国の加重平均で31円アップの961円となり、広島県の最賃は、31円引き上げられ930円となった。しかし、これでは月177時間働いても月収16万円強にしかならない。ここから社会保険料や税金が差し引かれ、さらに家賃・光熱費が引かれると、とても人間らしい生活はできない。

物価高騰の嵐 : 昨年12月の広島市消費者物価指数は前年同月比4.7%増となった。なかでも生鮮食品を除く食糧では7.6%、電気・ガス・灯油・ガソリンなどのエネルギー関係は17.8%も値上がりしている。最低賃金に近い給料で働く人たちは蓄えもなく、この物価高騰の中では、とても31円の時給アップでは追いつない。

全国で2,000万人を超える非正規労働者のほとんどは労働組合もないなかで働いている。労働組合



のない職場で働く人たちにとっては、賃上げは最賃制度に頼るしかない。

この4月にも最低賃金を再改定させよう

異常な物価高騰という緊急事態の中で、一年に1回の最賃見直しという最低賃金改定制度を柔軟に運営させ、この4月にでも最低賃金を再び改定させよう。残業をしなくても、ダブルワークをしなくても生活できるように、「すべての労働者の時給を1,500円に！」と市民の力で今年4月にでも最低賃金を再改定させようと訴えた。時給1,500円でようやく年収300万円を超えることができる。

われわれの最賃再引き上げの訴えに、立ち止まって熱心に聞き入る学生がいたり、若いお母さんも足を止めてうなずいていたり、この問題への市民の関心の高さを示した。

NPO 主催「ハローワークを活用しよう」講演学習会報告

NPO 非正規労働相談センターひろしまは、1月22日に崎岡洋己さんを講師に、「ハローワークを活用しよう」と題して2022年度第2回定期講演学習会を開催した。

講師の崎岡さんは、ハローワーク広島で雇用保険、職業相談・紹介、事業主指導、障害者の就職支援などを歴任。退省後は、L.CSAKIOKA(エル・シーサキオカ)代表として、企業の雇用環境改善サポート、社員の求職活動サポート等をされている。現在は、労働局、ハローワーク、労働基準監督署で働く職員の労

働組合の顧問もされている。

崎岡さんは、雇用保険制度の概要、障害者雇用の支援・助成制度の概要、職場におけるパワーハラスメントへの対応など、多岐にわたって自身の経験も含めて講演され、会場からの質問にも丁寧に答えられた。講演内容や質疑応答は相談活動にも活かせるもので、有意義なものだった。



以下、主なものを紹介する。

以下、主なものを紹介する。

Q1 ハローワークの紹介で企業に行ったら、条件は満たしているのに年齢ではねられた。これはどうなのか？

A1 企業は求人時に年齢制限してはいけないとなったが、高齢者を望まない実態がある。ハローワークが無駄足にならないよう企業に確認することもある。

企業が年齢だけを理由に採用をけったら、ハローワークは指導できる。苦情をあげてもらえば動く。

Q2 離職理由を自己都合退職から会社都合に変えられるか？

A2 退職願を書いていたなら、強要されたとの証明が困難なので、くつがえすのはむずかしい。退職届を書く前に、執拗に退職を迫られ体調を壊したとして、病院で診断書をもらうことを勧める。

Q3 離職理由が違くと異議申し立てをして覆ることあるか？

A3 覆ることもある。（解雇、賃金低下、ハラスメント、退職勧奨の場合は）特定受給資格者となる。会社がこれを認めない場合、給付日数は一般と同じだが、3か月待機の給付制限がつかない。特定理由受給者として整理することがある。

Q4 65歳過ぎると就職は困難。どうしたらいいか？経験もあるのに。

A4 これまでやってきたことをメモして持っていく。職員も人間なので本人がやる気を見せたら本気になる。なお、65歳過ぎて退職すると、高年齢求職者給付金という一時金支給だけになってしまう。そのため、誕生日より2日以上前に退職すれば、150日の失業給付が得られるので有利です。

Q5 パワハラはハローワークで相談できるか？

A5 パワハラは労働局5階の雇用環境・均等室が担当です。

Q6 パワハラについて会社と交渉するときに会社が嫌がることあるか？

A6 事業主は、パワハラを防止するために、パワハラ防止の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること、行為者に対して厳正に対処する旨の方針を就業規則に規定し、従業員に周知・啓発すること、相談に適切に対応することになっている。これをきちんと行っているか追及することができる。

村田製作所（大田市）の労働相談から見えてくる課題 書記長 土屋みどり

村田製作所で働くブラジル人労働者の相談を受けるようになって4年が過ぎた。賃金問題、有給休暇の取得、パワハラ、モラハラなど様々な相談を受けてきた。その中で、特徴的なことの一つとして精神疾患で苦しむ労働者の相談が非常に多いということだ。その労働者の多くは働くことが困難な状態にあり、傷病手当で休職している。

先日、大田市で働く青年から相談を受けた。彼は、4年前に来日して2年間は元気だったのに、2年前から精神を病み、医師からは「労務困難」と診断されている。腰が痛いとか肩が痛いとか症状があっても、原因がはっきりせず、薬がないと寝られないという状態だ。傷病手当で休んだり、調子の良いときは出勤したりということを繰り返してきた。「傷病手当が終わったら、解雇になるのか」という不安があり相談に来た。当面、傷病手当で休み、医師とも相談しながら、障害年金の申請など、今後どうするか話し合っていきたい。

様々な原因があるが、言葉が通じないという問題は大きい。さらに生活習慣や文化の違いも影響している。買い物一つとっても大変なことだろう。ブラジル食材の店もあるが、普通のスーパーでの買い物なども、慣れるまでは苦労したことだろう。出雲市に比べ、大田市はお店自体も少ない。地域住民とのコミュニケーションなどができる環境にない。夫婦2人の生活で閉じこもっている人も少なくないと思われる。

仕事面では、4勤2休のシフト制ではあるが、1日11時間労働、12時間拘束の労働は精神的にも肉体的にも大変である。検査工程なら検査を11時間やる。部品製造なら11時間同じ作業をする、といった働き方の労働者がほとんどである。疲労の蓄積は想像以上である。

ブラジル人労働者は、母国で必ずしも工場労働者として働いていた人ばかりではない。母国での職業がホワイトカラーの人も多く、事務職だった、教員だった、弁護士だったという人もいる。ブラジルでの労働形態、生活様式と、村田製作所での労働と生活のギャップを上手く解決していかないと精神を病んでしまう。ここのサポートは重要な課題としてある。スクラムユニオンの活動で解決出来ることは限られているが、できる限り労働者に寄り添い、対応していかねばならない。

闘 争 短 信

3. 7 証人尋問 ーフォーブルの不当労働行為が明らかにー

フォーブルに対する不当労働行為救済申立の証人尋問が3月7日に開かれた。スクラムユニオンからも3名の組合員が傍聴に駆け付けた。この日、会社から不利益取扱いを受けた組合員Aさんは少し緊張しながらも証言台に立ち、堂々と尋問に答えた。

労働委員会での争点は、①2022年4月15日の団交が不誠実団交になるか、②Aさんが、同年6月以降残業代がゼロとされたことが不利益扱いになるかであった。

前者について、組合は「①そもそも会社は変形労働時間制導入問題で、4月15日の1回しか団交していない②この団交で、会社は組合に納得できる説明をしていない③組合との継続協議中にもかかわらず、会社は組合を無視して、5月度からの変形労働時間制導入を強行した」と主張していた。後者については、「Aさんは同年5月2日に北労基に行き、5月から変形労働時間制を導入しないよう会社を指導することを申し立てた。その翌月から、Aさんだけ6月の勤務から公休日が増やされた結果、残業代が全くなくなるという不利益取扱を受けた。他の路線バス乗務員は従来の勤務のままである。」と主張していた。

不誠実団交の実態を証言

4月15日の団交で、T副社長は「今の人員で変形労働時間制を導入して、177時間以内におさめようとすると、必然的にダイヤに穴が出る」「穴が開いているところを公休出勤、時間外労働扱いで出てもらうのはどうか?」「8時間超えて働いても残業代を支払わないようにしたい」「だって、やっていいんだもん」と発言した。Aさんは、このT副社長のなまなましい発言を指摘し、「直すところは直す」と言った4月9日の合意確認に違反する発言だと会社の不誠実な態度を暴露した。また、変形労働時間制導入強行の目的は、支払う残業代を少なくするためで、その額は乗務員一人当たり年間約30万円にもなることを明らかにした。さらに、自身が6月から残業代が全くなるといふ不利益取扱を受けことについて、「会社は、北労基に調査指導の申立を行ったという正当な組合活動に対して、見せしめ的に自分だけ出勤日を減らし、残業代をゼロとし、給料を激減させた」と怒りを込めて証言した。

組合からのT副社長へ反対尋問においては、会社の勤務割作成方法のからくりを暴き、会社側の主張がウソであることを追及した。会社は「①所定労働時間の範囲内に業務を計画する。②それに残業となる部分を示す」という主張をしていた。ところが実際には、従前通りの勤務割り表を作成し、その中から適当に日を選んで残業とし、月に171~177時間に収めていただけであった。

証人尋問は組合側の終始優勢なペースで終わった。尋問後に労働委員会から組合に和解の打診があったが、応じる理由がなく、組合はこれを拒否し命令を求めた。

次回5月8日で結審となる。組合は不当労働命令の発出を求めて最後まで闘う。

損害賠償請求訴訟における和解成立

ブラジル人労働者であるサカグチ・ウイルソンさんは、派遣会社ナイスジョブからアサゴエ工業(株)に派遣されて働いていた。アサゴエ工業は岡山にあり、鋳物製品の製造と加工、販売を業とする会社である。彼はそこで鋳物製造に係わる仕事に従事していた。

2020年2月25日、ウイルソンさんはアサゴエ工業御津工場内で、一輪車で作業中に出る鉄砂を運搬途中、バックしてきたリフトにはねられ、左足首、左足甲部分を轢かれて複雑骨折するという重傷を負った。会社は、救急車を呼ばず、ウイルソンさんを待機させたままナイスジョブの担当者が来るまで放置した。これはあからさまな労災隠しというべきである。

ウイルソンさんは、岡山医療センターで入院手術を受け、その後、抜釘などの手術を行うための入退院を繰り返した。同年7月に3回目の手術のため入院し、退院後、金川病院でリハビリを行っていた。左足にかなりの疼痛が残っているにもかかわらず、アサゴエ工業とナイスジョブは、彼に職場復帰を指示した。やむなく彼は職場復帰し仕事を行ったが、痛みには耐えられず休まざるを得なかった。すると、「クビにするぞ」と脅され、ウイルソンさんは涙を流しながら仕事に従事した。見かねた姉が、スクラムユニオンに助けを求めて来所し、組合に加入した。

その後、ナイスジョブとの団交を重ね、労災として症状固定までの間、休業補償をきちんと受けさせることなどを確認した。2021年7月、症状固定し、後遺障害11級の認定がなされた。しかし、ウイルソンさんの足の痛みは残り、両手に杖を持って歩行しなければならない状態である。

2022年3月、岡山の山本弁護士にお願いして、アサゴエ工業を相手取って損害賠償請求訴訟を提訴した。裁判は、アサゴエ工業の使用者責任、ならびに安全配慮義務違反を問い、ウイルソンさんの逸失利益、休業損害、慰謝料などを含めて1400万円を請求した。裁判では、事故があったこと自体は争いが無く、過失割合をめぐる争いが主となった。裁判途中、裁判官が現地調査に赴くということがあった。きわめて異例のことではあるが、この現地調査にスクラムユニオンも同行し、現場確認と写真撮影なども行った。この後、裁判はウイルソンさんに有利に進んだと言える。

裁判所は、本件解決金として1000万円の提示を行った。この和解案を被告アサゴエ工業も受け入れ、和解が成立した。求めた額に届かなかったとは言え、早期に解決できたことは良かったと言える。

不当判決を糾弾する！元技能実習生リキさんの強制帰国事件

3月1日、リキ・アムレーラさんが中亜国際協同組合、マルコ水産を相手取って訴えていた損害賠償請求訴訟の判決が広島地方裁判所であった。結果は、「原告の請求をいずれも棄却する」という、まったくの不当判決であった。

インドネシアからカキ養殖の実習生として来日したリキ・アムレーラさんは、技能実習に先立つ座学講習のさなか、「日本語ができない」「態度が反抗的だ」といった理由で強制帰国させられてしまった。それもスクラムユニオンと中亜国際協同組合との団体交渉が行われた翌日にである。しかも、ご丁寧にスクラムユニオンから脱退するという誓約書にサインさせられてのことだった。

リキさんと連絡が取れない中で、広島県労働委員会に不当労救済申立を行い、争っていたが、「本人と連絡が取れず、証人尋問もできないならば、この申立は維持できないでしょう」「取り下げを検討したらいかがでしょうか」と労働委員会から言われるような状況であった。ところが、岩下執行委員がインドネシアにまで行って、奇跡的にリキさんと会うことができた。そして、リキさんから直接に「日本に戻って働きたい」という意思を確認した。

その後、リキさんは来日し、県労委での証人尋問を立派にやり遂げるとともに、広島地裁に損害賠償請



リキさんとの食事会
2022年8月にリキさん来日

求訴訟を提訴した。時間はかかったが、それぞれ主張・立証を尽くして判決を迎えることとなった。判決に先立っては、リキさんの証人尋問もあった。彼は中でも事態の推移をはっきりと答えた。ただ、この時、大濱裁判長は差別的としか言いようのない対応を行った。証言にあたっての宣誓文があるが、当然、日本語であるにもかかわらず、通訳も介さず読み上げさせようとした。戸惑っているリキさんに対して、怒鳴るような対応であった。これを見て、この裁判の結果はあまり良いものではないだろうと覚悟はしていた。だが、判決文は想像を超えてひどいものであった。

判決文は、「強制帰国ではなく、インドネシアに帰国して日本語を勉強する方がよいとリキさん自身が考えるに至ったもの」と判断した。また、送り出し機関であるグナマンデイリが

日本語学習の準備もなく、リキさんを追い返したことなどは認定もしなかった。

一言で言えば、中亜国際協同組合の言い分を全面的に採用しただけの判決文である。一人のインドネシア実習生の人生を狂わせるようなことを行った被告を免罪し、リキさんの権利を無視したこのような不当判決を認めるわけにはいかない。スクラムユニオンとしては、すぐさま控訴し、闘い抜くことを誓う。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

2月の報告 (一部抜粋)	3月の予定 (一部抜粋)
1日 フジアルテコミティ、ダイハツメタル事務折衝	1日 リキ裁判判決
2日 教育委員会交渉、ふれあい学習会	3日 中労委、中国労災病院団交
3日 中国労災病院団交、日本生命団交	5日 23春闘西日本討論集会
4日 ユニオン協議会、アスベストユニオン	6日 せら興産団交、本四バス断行、省庁交渉
5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	7日 エイジトレーディング団交、県労委審問
8日 フジアルテコミティ	10日 帰国者の会、県労委幹事会
9日 本四バス分会・アキヤマ相談	11日 3.11集会、デモ、有田氏ビラまき
16日 相談、ふれあい学習会	12日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
17日 広島労働局交渉、県労協幹事会	19日 ビラまき、帰国者2世の会
20日 グラクソ団交、インシップス団交	23日 ふれあい学習会
23日 2.23集会、デモ、最賃街宣、NPO事務局会議	24日 県労協幹事会
27日 広島原爆障害対策協議会団交、インシップス団交 他	26日 NPO事務局会議 他